

## 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 3 月29日

【会社名】 東京建物不動産販売株式会社

【英訳名】 Tokyo Tatemono Real Estate Sales Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 社長執行役員 種橋 牧夫

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号

【電話番号】 03(3342)6277 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 小塩 昌輝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿一丁目25番 1 号

【電話番号】 03(3342)6277 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員経営管理本部副本部長兼経理部長 小塩 昌輝

【縦覧に供する場所】 東京建物不動産販売株式会社 横浜支店  
(横浜市西区北幸一丁目 5 番10号)

東京建物不動産販売株式会社 津田沼支店  
(船橋市前原西二丁目12番 7 号)

東京建物不動産販売株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦二丁目20番 8 号)

東京建物不動産販売株式会社 関西支店  
(大阪市中央区北浜三丁目 7 番12号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成25年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成25年3月27日

(2) 決議事項の内容

＜会社提案（第1号議案から第7号議案まで）＞

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額164,353,548円

ロ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月28日

第2号議案 定款一部変更の件

イ 事業活動の多様化に伴い、事業目的を追加する。

ロ 社外監査役との間に、社外監査役の責任を法令の定める限度に制限する契約を締結することを可能とするための規定を新設する。

ハ 上記変更に伴う条数の変更、所要の変更を行う。

第3号議案 取締役10名選任の件

種橋牧夫、興水秀一郎、室井透、黒須正、那須健二、三上清志、瀬田川均、大久保晃、小塩昌輝、木村了の10名を取締役に選任する。

第4号議案 監査役4名選任の件

平野慎一、関根信広、横山裕、小松豊の4名を監査役に選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬等の額を固定枠として月額20百万円以内（うち社外取締役1百万円以内）、変動枠として前事業年度の連結経常利益の3%以内の月額換算額（但し、社外取締役を除く）の合計額に改定する。

第6号議案 役員賞与の支給の件

当期末時点の取締役11名及び監査役4名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額50,000千円（取締役分47,000千円、監査役分3,000千円）を支給する。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

- イ 本定時株主総会終結の時をもって退任される取締役倉重喜芳、横山裕、平野慎一、中島茂男、石原健吾の5氏及び監査役大嵩崎憲一、木村了、坪井和重の3氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願う。
- ロ 役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止することに伴い、取締役室井透、黒須正、那須健二、三上清志、瀬田川均の5氏に対して、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を当社所定の基準による相当額の範囲内において打切り支給することとし、その支給の時期については、各氏の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願う。

<株主からのご提案（第8号議案から第11号議案まで）>

第8号議案 剰余金の処分の件

第79期の期末剰余金の配当として普通株式1株当たり10円を配当する。

第9号議案 定款一部変更の件（自己株式取得）

定款に以下の条文を加える。

「当社は、当社株式の価格が東京証券取引所市場第二部に新規上場した際の公開価格になるまで自己株式を取得する。但し、会社法により許容される取得価額の総額（会社法第461条に定める「分配可能額」）が、当該自己株式取得のために要する金額を下回るときは、会社法により許容される取得価額の総額の上限となる金額を限度として自己株式を取得する。」

第10号議案 定款一部変更の件（役員定年制度導入）

定款に以下の条文を加える。

「取締役及び監査役は、満64歳に達した年度の定時株主総会の終結の時点で定年により退任するものとする。」

第11号議案 定款一部変更の件（退職慰労金の個別開示）

定款に以下の条文を加える。

「役員退職慰労金は、対象役員各個人の名前及び各個人に対する贈呈予定額を株主総会において開示した上、これを贈呈する。」

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

<会社提案（第1号議案から第7号議案まで）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	賛成割合 (%)	反対割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	345,449	4,466	0	(注)1	可決	98.7%	1.3%
第2号議案 定款一部変更の件	360,786	792	0	(注)2	可決	99.8%	0.2%
第3号議案 取締役10名選任の件							
種橋牧夫	359,898	1,680	0	(注)3	可決	99.5%	0.5%
興水秀一郎	360,248	1,330	0	(注)3	可決	99.6%	0.4%
室井透	360,397	1,181	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
黒須正	360,232	1,346	0	(注)3	可決	99.6%	0.4%
那須健二	360,377	1,201	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
三上清志	360,398	1,180	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
瀬田川均	360,397	1,181	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
大久保晃	360,455	1,123	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
小塩昌輝	360,291	1,287	0	(注)3	可決	99.6%	0.4%
木村了	359,128	2,450	0	(注)3	可決	99.3%	0.7%
第4号議案 監査役4名選任の件							
平野慎一	360,381	1,197	0	(注)3	可決	99.7%	0.3%
関根信広	351,913	9,665	0	(注)3	可決	97.3%	2.7%
横山裕	360,233	1,345	0	(注)3	可決	99.6%	0.4%
小松豊	358,755	2,823	0	(注)3	可決	99.2%	0.8%
第5号議案 取締役の報酬額改定の件	359,550	2,028	0	(注)1	可決	99.4%	0.6%
第6号議案 役員賞与の支給の件	359,631	1,947	0	(注)1	可決	99.5%	0.5%
第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件	355,329	6,249	0	(注)1	可決	98.3%	1.7%

<株主からのご提案（第8号議案から第11号議案まで）>

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果	賛成割合 (%)	反対割合 (%)
第8号議案 剰余金の処分の件	4,282	345,522	0	(注)1	否決	1.2%	98.8%
第9号議案 定款一部変更の件（自己 株式取得）	15,309	346,174	0	(注)2	否決	4.2%	95.8%
第10号議案 定款一部変更の件（役員 定年制度導入）	15,191	346,377	0	(注)2	否決	4.2%	95.8%
第11号議案 定款一部変更の件（退職 慰労金の個別開示）	18,212	343,361	0	(注)2	否決	5.0%	95.0%

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。  
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成による。  
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、第1号議案から第7号議案までについては、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立し、第8号議案から第11号議案までについては、可決要件を満たさず、会社法上否決されることが明らかになったため、本総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。